

別表第 16（第 74 条関係）

地下水の浄化基準

地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。

特定有害物質等の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機 ^{りん} 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.01ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして0.02ミリグラム
砒 ^ひ 素及びその化合物	1 リットルにつき砒 ^ひ 素として0.01ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム
1，2－ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム
1，1－ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム
1，2－ジクロロエチレン	1 リットルにつきシス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム
1，1，1－トリクロロエタン	1 リットルにつき1ミリグラム
1，1，2－トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム
1，3－ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素として1ミリグラム

別表第 16

ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この別表において同じ。）	1 リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1 リットルにつき0.002ミリグラム
1, 4-ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム
ダイオキシン類	1 リットルにつき1ピコグラム

- 備考 1 「検出されないこと。」とは、備考3に定める測定の方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 3 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、ダイオキシン類にあつては規格K0312に定める方法、ダイオキシン類以外の特定有害物質等にあつては水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法（平成8年環境庁告示第55号）に定める方法による。